

給付型奨学金(旧制度 2019年度以前採用者)提出書類

本提出手続は2020年度以降の新給付奨学金採用者は不要です。

①令和2年度(令和元年分)住民税(非)課税証明書【学籍番号1018と1019で分岐】

生計を維持している人(父母ともにいる場合は両方)の証明書を準備してください。

父母ともにいる場合は、無職無収入であっても必ず両方の証明書を準備してください。

【以下に該当の者は提出が不要です】

- ・社会的養護を必要とする人
- ・奨学生番号が519から始まる者で生計を維持している人のマイナンバーが「提出済」の者

(注)継続願入力時、表示される生計を維持している人の人物の変更等が生じた場合は、変更後の生計を維持している人の住民税(非)課税証明書の提出が必要です。

②自宅外通学に関する証明書【共通】

「自宅外月額」の支給を受けている人は、学校から自宅外通学の認定を受ける必要があります。

生計を維持している人(父母ともにいる場合は両方)の住民票及びあなたの住民票 (またはあなたの氏名・住所 が確認できる公共料金の請求書)等。

提出期限

2021年2月5日(金) 12:00

市町村民税 所得割の入力について

××年度

市民税・県民税課税証明書

住所	〇〇市〇丁目〇-〇
氏名	〇〇 〇〇
賦課期日の住所	〇〇市〇丁目〇-〇

××年度				課税標準額		
所得の内訳	(給与収入)	×××円	医療費控除	×××円	総所得金額	×××円
	給与所得	×××円	社会保険料控除	×××円	株式等譲渡所得	×××円
	(公的年金収入)	×××円	生命保険料控除	×××円		
	雑所得	×××円	所得控除の内訳	扶養控除	×××円	
	不動産所得	×××円		基礎控除	×××円	
	株式等譲渡所得	×××円		所得控除計	×××円	
	合計所得金額	×××円		**以下余白**		
				年税額		
				税額控除(市民税)	×××円	
				税額控除(県民税)	×××円	
				均等割(市民税)	×××円	
				均等割(県民税)	×××円	
				所得割(市民税)	×××円	
				所得割(県民税)	×××円	

市町村民税の「所得割」のみ入力。

市町村民税「均等割」、道県民税「所得割」「均等割」は入力不要。

控配	扶養人数					障害		本人			
	老人	老人	同居	16歳未満	特別(内同居)	その他	特別障害	その他	寡婦(夫)	勤労学生	
人	人	人	人	人	人	人	人				